I 関連情報

1						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	子ども医療費及び高校生等医療費の助成に関する事務					
②事務の概要	「一宮町子ども医療費助成事業に関する規則」及び「一宮町高校生等医療費の助成に関する規則」に基づき、子どもの医療に要する費用を負担する保護者に当該費用の全部または一部を助成することにより、保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育で支援体制の充実を図るもの。 ①子ども医療費助成登録申請書,受給資格登録事項変更届を受付審査し、受給券を交付する。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生活保護受給状況等を把握し自己負担を決定する。 ③現物給付について、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金から送付された医療費実績を管理し、請求の確認・審査・支払をする。 ④償還払による医療費助成の申請について、受付・審査・支払を行う。 ⑤児童手当システムによる情報照会					
③システムの名称	子ども医療費システム, 子ども医療受給者台帳管理システム, 共通宛名システム, 住民基本台帳ネット ワークシステム, 中間サーバー, バックアップシステム					
2. 特定個人情報ファイル:						
子ども医療費情報、高校生等日	医療費情報					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第2項に基づく一宮町個人番号の利用等に関する条例第4条第1項の別表第1(1,2)で定める 事務					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号に準ずるものとして同条第14号に規定する特定個人情報保護委員会規則による					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	福祉健康課					
②所属長	鶴岡 英美					
6. 他の評価実施機関						
総務省、地方公共団体情報システム機構						
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
請求先	一宮町役場 総務課 千葉県長生郡一宮町一宮2457番地 電話0475(42)2112					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	一宮町役場 福祉健康課 千葉県長生郡一宮町一宮2457番地 電話0475(42)1451					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	30年9月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		30年9月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

	1 7
しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明